

仕 様 書

品名 及び 件名	事業系一般廃棄物収集運搬 及び処分役務	仕様書番号	総 1
		作成年月日	平成31年 2月 7日
		物品管理区分	その他
		作成部隊	新発田駐屯地業務隊 総務科

1 適用範囲

この仕様書は、新発田駐屯地が排出する事業系一般廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ）の収集運搬及び処分役務に適用する。

2 役務の概要

新発田駐屯地が排出する事業系一般産業廃棄物（可燃物及び不燃物）を指定する収集・運搬日に駐屯地廃棄物集積場所から収集し、処分場たる運搬先へ搬入して処分する。

3 収集・運搬及び処分に関する資格

請負業者は、処分場への搬入に必要な新発田市長が発行する「一般廃棄物収集運搬業許可書」を有していること。当該許可書等の写しを提出すること。

4 一般廃棄物の種類、排出予定数量及び収集予定回数

事業系一般廃棄物の種類	排出予定数量	収集予定回数
可燃ごみ	約170,000kg	300回
不燃ごみ	約24,000kg	51回

※処分単位は10kgごとを1回とする。

5 収集場所

陸上自衛隊新発田駐屯地 事業ごみ集積場

6 収集日時

- (1) 可燃ごみ：月～土（週6日、ただし祝祭日を除く。）
- (2) 不燃ごみ：木（週1日、ただし祝祭日を除く。）
- (3) 収集時間：各日0830～1100の間
- (4) 別紙「平成31年度事業系一般廃棄物収集作業予定表」

7 運搬先（住所等）

- (1) 可燃ごみ：新発田広域クリーンセンター
（住所：新潟県新発田市藤掛625-1
電話：0254-24-6217）
- (2) 不燃ごみ：新発田広域不燃物処理場
（住所：新潟県胎内市中村浜864-27
電話：0254-45-2370）

8 その他

- (1) 収集、運搬及び処分にあたり産業廃棄物処理に関する法令を遵守すること。
- (2) 収集作業終了時に集積場周辺の整理整頓及び清掃を実施すること。
- (3) 可燃ごみ収集運搬車両は、計測器搭載の車両とすること。
- (4) 作業に必要な器材器具等は、請負者の負担とする。
- (5) 危険負担（収集及び運搬中の事故等）については、請負者の責任とする。
- (6) 作業にあたり、官側の施設及び工作物等を破損した場合は、現状復帰すること。
- (7) 作業にあたり、不明な点は官側と調整し、必要な指示をうけること。

仕 様 書

品名 及び 件名	生ゴミ収集運搬及び処分 役務	仕様書番号	補第3号
		作成年月日	平成31年2月5日
		物品管理区分	その他
		作成部隊	新発田駐屯地業務隊 糧食班

1 適用範囲

この仕様書は、駐屯地隊員食堂において発生する生ゴミの収集運搬及び処分役務について適用する。

2 役務の概要

新発田駐屯地が排出する事業系一般廃棄物（生ゴミ）を指定する収集・運搬日に駐屯地隊員食堂廃棄物集積場から収集し、処分場へ搬入して処分する。

3 用語の定義

「生ゴミ」とは、食堂で発生する「食べ残し」（水分含有率20%）と調理に使用した野菜等の「屑」をいう。

4 収集・運搬及び処分に関する資格

請負者は、処分場への搬入に必要な新発田市長が発行する「一般廃棄物収集運搬業許可書」を有していること。当該許可書等の写しを提出すること。

5 一般廃棄物の種類・排出予定数量及び収集予定回数

事業系一般廃棄物の種類	排出予定数量	収集予定回数
生ゴミ	約60,000kg	293回

※処分単位は10kgごととする。

6 収集場所

新発田駐屯地隊員食堂 廃棄物集積場

7 収集日時

- (1) 月～土曜日（週6日、ただし祝祭日を除く。）
- (2) 付紙「平成31年度生ゴミ収集作業予定表」
- (3) 収集時間：各日08：00～12：00の間

8 運搬先（処分場）

新発田広域クリーンセンター

（住所：新潟県新発田市藤掛625-1／TEL：0254-24-6217）

9 その他

- (1) 収集、運搬及び処理にあたり産業廃棄物処理に関する法令を遵守すること。
- (2) 収集の際、官側備付のポリ容器及び計量器具を使用して計量し、回収量について官側の確認を受ける。
- (3) 前号に示す器具以外に作業に必要となる器材器具等は、請負者負担とする。
- (4) 収集作業終了時に集積場周辺の整理整頓・清掃を実施すること。
- (5) 危険負担（収集・運搬中の事故等）については、請負者の責任とする。
- (6) 作業にあたり官側の施設・工作物等を破損した場合は現状復帰すること。
- (7) 作業にあたり不明な点は官側と調整し、必要な指示を受けること。

仕 様 書

品名 及び 件名	生ゴミ収集運搬及び処分 役務	仕様書番号	補第4号
		作成年月日	平成31年2月5日
		物品管理区分	その他
		作成部隊	新発田駐屯地業務隊 糧食班

1 適用範囲

この仕様書は、駐屯地隊員食堂において発生する生ゴミの収集運搬及び処分役務について適用する。

2 役務の概要

新発田駐屯地が排出する事業系一般廃棄物（生ゴミ）を指定する収集・運搬日に駐屯地隊員食堂廃棄物集積場から収集し、処分場へ搬入して処分する。

3 用語の定義

「生ゴミ」とは、食堂で発生する「食べ残し」（水分含有率20%）と調理に使用した野菜等の「屑」をいう。

4 収集・運搬及び処分に関する資格

請負者は、処分場への搬入に必要な新発田市長が発行する「一般廃棄物収集運搬業許可書」を有していること。当該許可書等の写しを提出すること。

5 一般廃棄物の種類・排出予定数量及び収集予定回数

事業系一般廃棄物の種類	排出予定数量	収集予定回数
生ゴミ	約60,000kg	293回

※処分単位は10kgごととする。

6 収集場所

新発田駐屯地隊員食堂 廃棄物集積場

7 収集日時

- (1) 月～土曜日（週6日、ただし祝祭日を除く。）
- (2) 付紙「平成31年度生ゴミ収集作業予定表」
- (3) 収集時間：各日08:00～12:00の間

8 運搬先（処分場）

新発田広域クリーンセンター

（住所：新潟県新発田市藤掛625-1／TEL：0254-24-6217）

9 その他

- (1) 収集、運搬及び処理にあたり産業廃棄物処理に関する法令を遵守すること。
- (2) 収集の際、官側備付のポリ容器及び計量器具を使用して計量し、回収量について官側の確認を受ける。
- (3) 前号に示す器具以外に作業に必要となる器材器具等は、請負者負担とする。
- (4) 収集作業終了時に集積場周辺の整理整頓・清掃を実施すること。
- (5) 危険負担（収集・運搬中の事故等）については、請負者の責任とする。
- (6) 作業にあたり官側の施設・工作物等を破損した場合は現状復帰すること。
- (7) 作業にあたり不明な点は官側と調整し、必要な指示を受けること。